

浅口市 市制施行20周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ募集要項

1 趣旨・目的

平成18年3月21日に3町が合併し誕生した浅口市は、令和8年3月21日で20周年を迎えます。

この節目となる令和8年に市制施行20周年として、様々な記念事業を実施する予定です。そこで、浅口市民全体で20周年をお祝いする機運を醸成し、市内外へ浅口市の魅力を効果的に発信するためのシンボルとして、市制施行20周年記念のロゴマークおよびキャッチフレーズを募集します。

2 募集内容

- ① 浅口市 市制施行20周年記念ロゴマーク
- ② 浅口市 市制施行20周年記念キャッチフレーズ

3 使用目的

最優秀作品は、市制施行20周年を広くPRするため、記念式典や記念事業における各種印刷物や関連グッズ、市広報紙やホームページ等で使用するほか、浅口市が認めるイベントや事業でも使用します。

4 応募資格

浅口市内在住で、小・中・義務教育学校に在籍する児童・生徒

5 募集期間

令和7年7月19日(土)から9月19日(金)まで(郵送の場合は、当日消印有効)

6 応募方法

次のいずれかの方法で応募してください。(一人それぞれ2作品まで応募可)

- ① 電子申請の応募フォーム
- ② 学校への提出(浅口市立の学校に通う児童・生徒のみ)
- ③ 郵送または秘書政策課へ持参

【電子申請の応募フォーム】

電子申請による応募が可能です。

QRコードを読み取るか、アドレスを直接入力して、応募フォームにアクセスし、必要事項を記入のうえ、応募してください。なお、ロゴマークの作品はデジタルデータ、またはスマートフォンなどで撮影した画像データやスキャンしたデータ等【JPEG(JPG),PDF,GIF,

PNG,のいずれかのファイル形式】を添付し、提出してください。

なお、写真を撮影する際は次の4点をご確認ください

- ①作品全体が写っていること
- ②画像がぼやけていないこと
- ③反射していないこと
- ④影が映りこんでいないこと

(浅口市電子申請サービス)

ロゴマーク
はこちら⇒



https://apply.e-tumo.jp/city-asakuchi-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=49336

キャッチフレーズ
はこちら⇒



https://apply.e-tumo.jp/city-asakuchi-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=49339

【応募用紙による応募の場合】

浅口市立小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒は、応募用紙を学校に提出してください。浅口市立以外の小中学校又は義務教育学校に在籍する児童生徒は応募用紙を郵送または持参にてご提出ください。

(郵送・持参のあて先)

岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市役所企画財政部秘書政策課 宛 (浅口市役所本庁2階)

※持参の場合は月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15の間

【応募上の注意事項】

- ・FAX、メールでの応募はできません
- ・応募にかかる一切の費用(郵送費・デザイン費等)は応募者で負担してください
- ・送付または送信中の事故や障害等により、応募作品が届かない場合やデータが破損する

等の問題が発生した場合、浅口市では一切の責任を負いません

・応募作品の受領に関するお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください

7 応募要件

以下を必ずご確認のうえ、応募してください。

【ロゴマーク・キャッチフレーズの応募要件(共通事項)】

- (1) 浅口市の魅力、市制施行20周年を表現した、市民に親しまれるロゴマークまたはキャッチフレーズを作ってください。
- (2) ロゴマーク、キャッチフレーズともに別々での応募となります。ロゴマークの中にキャッチフレーズを入れるなど、両方を一緒にした応募はできません。
- (3) 応募者の方は、ロゴマーク、キャッチフレーズの両方に応募することも可能です。どちらか一つの応募もできます。
- (4) ロゴマーク、キャッチフレーズについて、それぞれおひとり2点までの応募ができますが、1つの応募作品につき1つの応募用紙または1フォームでの応募となります。
- (5) 応募する際に、作品に込めた思いや工夫などの説明を書いてください。
- (6) 採用された作品は、原案を尊重しながら部分的な加工または修正、デジタル画像への変換など、必要に応じて補正を行う場合があります。

【ロゴマークの応募要件】

- (1) 「20(アラビア数字)」の文字を使用し、「20」の文字が認識しやすいデザインとしてください。
- (2) デザインの中に存在するキャラクターを使わないでください。ただし、浅口市天文博物館公式キャラクター「せいめいくん」「てんもんくん・てんもんちゃん」「ドームくん」は使用可できます。
- (3) ロゴマークはカラーで作成してください。ただし、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小で使用する場合があります。
- (4) 手描きのもの、デジタルで作成したもの、どちらでも応募が可能です。
- (5) 電子申請により応募する場合は、応募用紙以外での申し込みも可能です。応募用紙又は任意の様式で作成した応募作品をスマートフォンでの撮影やスキャンする等、データファイルに変換し、応募フォームに添付して応募することになります。ファイル形式は、JPEG(JPG)、PNG、PDF、GIFのいずれかとし、ファイルのサイズは10MB以内としてください。
- (6) 学校への提出、郵送または持参による応募の場合は、ロゴマーク用の応募用紙の枠内に手描き、もしくは印刷したものを貼り付けるなどし、作品の説明を記入して、応募用紙

のみを提出してください。

【キャッチフレーズの応募要件】

- (1) 浅口市への思いや未来の市のイメージなどを表現してください。
- (2) 20文字以内で作成してください。記号やスペースも1文字に数えます。
- (3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号の使用が可能です。ただし、一般的なパソコンで表示できない文字の使用はできません。
- (4) 応募フォームから応募する場合は、応募用紙は不要です。応募フォームの質問に従って直接入力してください。
- (5) 郵送または持参の場合は、キャッチフレーズ用の応募用紙に20文字以内でキャッチフレーズと作品の説明を記入し、応募用紙のみを提出してください。

8 選考方法・結果発表

(1) 選考方法

・市長、教育長を含む、市職員で構成する「市制20周年記念事業庁内委員会」による選考により決定します。

(2) 結果発表

- ・選考結果は、令和7年10月中に受賞者本人に通知のうえ、令和7年12月に「市ホームページ」および「広報あさくち」にて発表する予定です。
- ・受賞されなかった方への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ・選考過程や選考結果、選考理由についてのお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください。

9 表彰及び副賞

- (1) 最優秀作品それぞれ各1点(賞状および副賞(1万円+浅口市特産品))
- (2) 優秀作品それぞれ各5点(賞状および副賞(3千円))
- (3) 応募いただいた方全員に参加賞として20周年記念ノベルティグッズを贈呈します。
(申込作品数に限らずお一人様1点のみとなります。)

10 個人情報の取り扱いについて

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募者の個人情報を適切に管理し、応募内容の確認、応募作品の審査・発表、受賞者への通知・表彰等、本応募に関すること以外の目的で使用することはありません。
- (2) 受賞作品については、受賞者の氏名、学校名、学年、作品の説明を公表します。

11 応募等に関する注意事項

(1) 以下の応募は選考対象となりません。また、選考結果発表後に受賞を取り消すことがあります

- ・市のイメージにふさわしくない作品
- ・政治的、宗教的な内容が含まれる作品
- ・特定の企業の営利活動を目的とする作品
- ・特定の個人または団体の名誉を傷つけるおそれがある作品
- ・特定の人物をモチーフとする作品
- ・応募内容に虚偽の記載があった場合
- ・応募者の連絡先の記載がない場合や、応募者と連絡がとれない場合
- ・受賞作品が既に発表されているものと同じもしくは類似の場合
- ・第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがある場合
- ・本募集要項に違反した応募がされた場合

(2) 募集要項に記載された事項については、浅口市の判断により、今後、変更または追加することがあります。

(3) 他のコンクール等との同一作品での応募は認められません。

(4) 応募作品は提出後に修正することはできません。また、返却もできません。

(5) 浅口市が選考結果を発表するまで、提出した応募作品を他者に公表しないでください。

(6) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償を提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。浅口市は一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関して、浅口市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(7) 応募作品の著作権、商品化権、使用权、商標権、意匠権その他一切の権利は浅口市に帰属し、受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。

(8) 応募をもって募集要項に同意いただいたものとみなします。

12 お問い合わせ先

〒719-0295

岡山県浅口市六条院中3050番地

浅口市企画財政部秘書政策課

電話:0865-44-9013

E-mail:hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp

時間:月曜日から金曜日の 8:30~17:00(祝日を除く)_